

〔論 説〕

## インドネシアの OECD 加盟申請に関する諸考察

### — アジアと中所得国の一員の立場の視点から —

藤 田 輔<sup>(1)</sup>

#### 1. はじめに

2024年2月20日、経済協力開発機構（OECD：Organisation for Economic Cooperation and Development）が東南アジア諸国連合（ASEAN）に属するインドネシアの加盟に向けた協議を開始することを決定したと発表した<sup>(2)</sup>。インドネシアは、人口が世界第4位（約2億7490万人）という大国である故、OECDの影響力の維持が期待され、マティアス・コーマン（Mr. Mathias Cormann）事務総長も同日の声明で「加盟協議開始の決定はインドネシアとOECD双方に利益をもたらす」と強調している<sup>(3)</sup>。

実現すれば、ASEAN地域から初の加盟となるとともに、アジアとしては、日本と韓国に次いで三番目の加盟となり、意義深いものだが、このことは、同年時点で38カ国のOECD加盟国のうち、実に26カ国が欧州諸国であり、いわゆる「欧州的性格」の色彩を残す国際機関に一石を投じることをも意味する。

また、インドネシアは、2022年の一人当たり国内総生産（GDP）が4,798ドルで<sup>(4)</sup>、世界銀行（World Bank）の分類では中所得国に属する<sup>(5)</sup>。OECD加盟国の中では、34カ国が先進国と言われる高所得国である一方、コロンビア、コスタリカ、メキシコ、トルコの4カ国のみが中所得国に相当するが、インドネシアはこれら4カ国よりも一人当たりGDPの水準が低いことから、経済的な豊かさという点では、依然として途上にある中所得国の一員の同国が法的拘束力のある条約やルールをクリアしながら、「先進国クラブ」としばしば揶揄されるOECDにいかに関与するかが注目されることになる。

以上より、本稿では、インドネシアがアジアの一員でもあり、中所得国の一員でもあるという立場であるが、いずれの場合も、OECD加盟国の中では、異色の「マイノリティ」

---

(1) 現職は本学国際教養学部准教授。それに先立ち、2008年7月～2012年3月にOECD日本政府代表部専門調査員を務め、国際投資や非加盟国協力の案件に関わり、多くの会合をフォローした経験を持つ。その後、上武大学ビジネス情報学部（2012年4月～2019年3月）を経て、現職に至る。

(2) 詳しくはOECD（2024a）を参照のこと。

(3) 日本経済新聞「OECD アジア取り込み加速 インドネシア加盟協議開始」（2024年2月21日付）<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGR217600R20C24A2000000/>

(4) IMF World Economic Outlook Databasesによる推計。

(5) 2024年2月現在、世界銀行は、2022年の一人当たり国民総所得（GNI）の実績に基づき、以下のように国・地域を分類している。2)と3)は、合わせて中所得国と呼ぶことがある。

1) 高所得国：13,846ドル以上（83カ国・地域）、2) 高中所得国：4,466～13,845ドル（55カ国・地域）

3) 低中所得国：1,136～4,465ドル（54カ国・地域）、4) 低所得国：1,135ドル以下（26カ国・地域）

として位置付けられることを認識し、まず、そのような同国が加盟申請に至った歴史的経緯について、OECDのアウトリーチ活動の積極化のプロセスから明らかにしていく。それを受け、アジアの視点で言えば、インドネシアの加盟がOECDやその他諸国にどのような影響を与えるのか、一方、中所得国の視点で言えば、その他の政策分野（贈賄防止等）に若干触れつつも、法的拘束力を伴う資本移動自由化規約の遵守を特に念頭に置き、同国が直面しうる課題や加盟審査時に注意すべき点は何かについて、それぞれ考察を図ることで、最近の国際情勢も踏まえ、同国のOECD加盟に向けた今後の行方を展望する。

## 2. インドネシアのOECD加盟申請までの経緯

### 2-1. OECDの「拡大路線」

ここでは、インドネシアがOECDに加盟申請に至った歴史的経緯を述べるが、その前に、OECDが加盟国を増やしつつ、非加盟国との関係をも強化させた経緯を明らかにするべく、そのような「拡大路線」について詳しく論じる藤田(2022)の説明部分の概略を以下紹介する。

OECDが1961年の設立以降、北米、欧州、アジア太平洋をはじめとして、OECDは24カ国の加盟国で以て、市場経済と民主主義という核心的価値を共有し、経済発展のために協力を行う「西側諸国の旗手」として機能し続け、1989年に東西冷戦が終焉すると、途上国の経済成長、グローバル化の進展等、国際経済情勢が大きく変貌し、それに応えるかの如く、OECDは中南米や中東にも範囲を広げ、加盟国を38カ国まで増やし、地域も多様化した。

一方、加盟までは実現せずとも、非加盟国との関係も強化された。具体的には、経済的に存在感を増してきた新興国として、ブラジル、中国、インド、インドネシア、南アフリカの5カ国が関与強化国(Enhanced Engagement Countries)に指定され、11年にはキーパートナー(Key Partners)と呼称が変更された。それと同時に、東南アジアが「戦略的利益地域(Region of Strategic Interest)」に指定された<sup>(6)</sup>。

さらに、広範な非加盟国との間でOECDの知見や経験を共有し、より良い政策の構築のための支援を行う取組みとして、ユーラシア、ラテンアメリカカリブ(LAC)、中東北アフリカ(MENA)、東南アジア、南東欧、サブサハラアフリカを含む途上国地域で地域プログラム(Regional Programme)の設置も見られた。OECDはこれらの国・地域を特に重視し、法的インストルメント、委員会・作業部会、統計・データの枠組み等への参加を通じ、OECDの活動に部分的に関与させていく中で、それに対する理解の増進に努めている。

### 2-2. OECDとインドネシアの関係の深化

前節を通じて、OECDが東西冷戦の終焉以降、「拡大路線」を歩んでいることが理解できたが、その中で、インドネシアはOECDといかに関係を築き、それを深化させてきたかを歴史的に詳しく見ていく。

(6) これらは2007年のOECD閣僚理事会で「拡大と関与強化に関する理事会決定(Council Resolution on Enlargement and Enhanced Engagement)」が採択されたが、その詳細はOECD(2007)を参照のこと。

表 1. ASEAN 加盟国の GDP 及び人口のランキング (2022 年)

順位	国名	GDP (10 億ドル)	割合 (%)	順位	国名	人口 (100 万人)	割合 (%)
1	インドネシア	1318.8	36.4	1	インドネシア	274.9	40.9
2	タイ	495.4	13.7	2	フィリピン	111.6	16.6
3	シンガポール	466.8	12.9	3	ベトナム	99.5	14.8
4	マレーシア	407.0	11.2	4	タイ	70.1	10.4
5	ベトナム	406.5	11.2	5	ミャンマー	53.9	8.0
6	フィリピン	404.3	11.2	6	マレーシア	32.7	4.9
7	ミャンマー	66.2	1.8	7	カンボジア	16.0	2.4
8	カンボジア	28.8	0.8	8	ラオス	7.5	1.1
9	ブルネイ	16.7	0.5	9	シンガポール	5.6	0.8
10	ラオス	15.3	0.4	10	ブルネイ	0.4	0.1
ASEAN 合計		3625.7	100.0	ASEAN 合計		672.1	100.0

出所：IMF, *World Economic Outlook Database*

表 2. 世界の GDP 及び人口のランキング (2022 年)

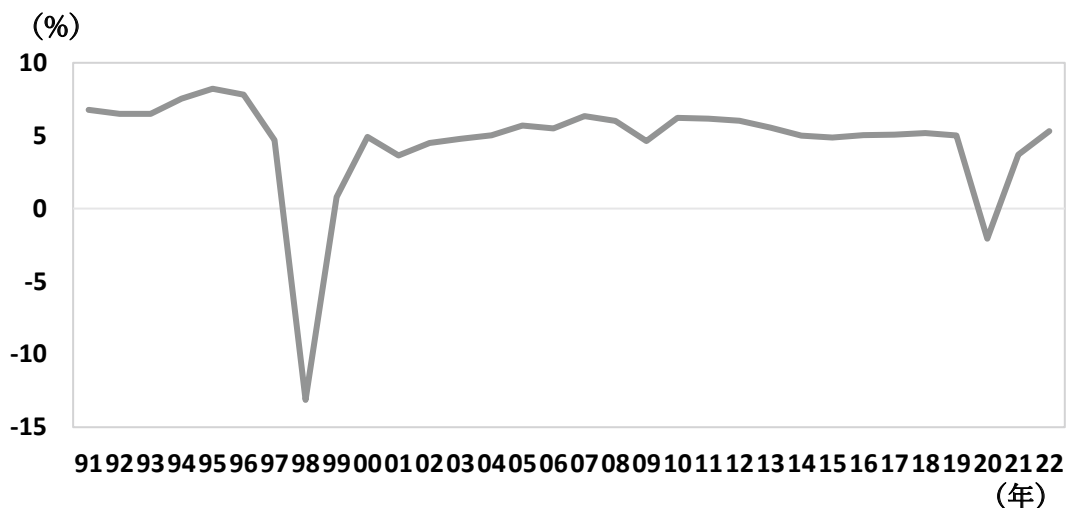
順位	国名	GDP (10 億ドル)	割合 (%)	順位	国名	人口 (100 万人)	割合 (%)
1	アメリカ	25462.7	25.5	1	インド	1417.2	18.2
2	中国	17886.3	17.9	2	中国	1411.8	18.1
3	日本	4237.5	4.2	3	アメリカ	333.5	4.3
4	ドイツ	4085.7	4.1	4	インドネシア	274.9	3.5
5	インド	3389.7	3.4	5	パキスタン	227.0	2.9
6	イギリス	3081.9	3.1	6	ナイジェリア	216.8	2.8
7	フランス	2780.1	2.8	7	ブラジル	203.1	2.6
8	ロシア	2244.3	2.2	8	バングラデシュ	168.5	2.2
9	カナダ	2137.9	2.1	9	ロシア	143.4	1.8
10	イタリア	2012.0	2.0	10	メキシコ	130.1	1.7
11	ブラジル	1920.0	1.9	11	日本	125.2	1.6
12	オーストラリア	1702.6	1.7	12	フィリピン	111.6	1.4
13	韓国	1673.9	1.7	13	エチオピア	104.1	1.3
14	メキシコ	1465.9	1.5	14	エジプト	103.6	1.3
15	スペイン	1418.9	1.4	15	ベトナム	99.5	1.3
16	インドネシア	1318.8	1.3	16	コンゴ民	96.8	1.2
17	サウジアラビア	1108.2	1.1	17	イラン	85.7	1.1
18	オランダ	1010.2	1.0	18	トルコ	85.3	1.1
19	トルコ	905.8	0.9	19	ドイツ	83.8	1.1
20	スイス	818.5	0.8	20	タイ	70.1	0.9
世界合計		99996.1	100.0	世界合計		7792.5	100.0

出所：IMF, *World Economic Outlook Database*

既に述べたとおり、インドネシアは2007年のOECD閣僚理事会にて、ブラジル、中国、インド、南アフリカとともに、経済的に存在感を増してきた新興国として、関与強化国と指定された。そもそも、2022年時点で、インドネシアは、ASEAN加盟国の中ではGDPも人口も最も大きく(表1)、世界で見ても、GDPは第16位ながらも、人口は第4位であることから(表2)、中国やインドには及ばないにせよ、今日において、OECDを含め、国際社会の中では注目すべきアジアの経済大国の一つとして見なされている。2007年時点のインドネシアも、GDPこそ世界第21位(4700億ドル)であったが、人口は当時から世界第4位(2億2700万人)であったため<sup>(7)</sup>、少なくとも人口規模では既に大国の地位にあり、OECDとしても、決して見逃すことができない非加盟国と認識し、世界の成長センターの一角である東南アジアに大きな足場を築けるという期待があった<sup>(8)</sup>。

また、当時のインドネシアのGDPの状況を見ても、1997年に発生したアジア通貨危機の影響を受け、翌98年のGDP成長率が▲13.1%になり、苦境に立たされたが、図1のとおり、急速なV字回復を達成し、99年には0.8%、2000年には4.9%を記録した。その後も、インドネシアのGDPは、2000年代の10年間で平均5.2%と安定的に推移し、今後も継続的な経済成長が見込める国として、OECDに認識されるようになった。さらに、例えば、OECD(2010)でも示されているとおり、インドネシアは、通貨危機後の政治・経済改革の達成ぶりが目覚ましく、産業別の投資自由化や投資紛争に関する法制度構築等を通じて、外国直接投資(FDI)を導入するための環境改善に向けた取組みを進展させ、対外開放にも積極的だった。ただ、それとは裏腹に、OECD加盟国はもちろん、他の非加盟国と比べた場合でも、FDI規制も含め、インドネシアは資本・為替の規制措置が依然として多

図1. インドネシアのGDP成長率の推移(1991~2022年)



出所: World Bank, *World Development Indicators*

(7) IMF World Economic Outlook Databases による推計。

(8) 日本経済新聞「インドネシア OECD 加盟に黄信号 イスラエル「待った」」(2024年2月2日付) <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCD164MS0W4A110C2000000/>

く見られ、今後の OECD の加盟審査でも懸念点があるが、これについては次章で詳しく述べることとする。

一方、キーパートナーとなったインドネシアはもちろん、それを含む東南アジア諸国が「戦略的利益地域」と指定された 2007 年当時は、他の非加盟国・地域に比べると、OECD との関係はむしろ希薄だと見られていた（藤田（2018））。例えば、2014 年に「東南アジア地域プログラム（SEARP：Southeast Asia Regional Programme）」が漸く発足したのだが、それよりも以前から、ユーラシア、LAC、MENA、南東欧、サブサハラアフリカの各地域については、それぞれに対応する地域プログラムが存在し、程度の差こそあれ、相応に関係強化が実現できていた（藤田（2018））。中には、これらを通じて、OECD との距離感を縮めつつ、付加価値を見出した結果、加盟やその申請に至った事例もある。例えば、LAC の地域プログラムへの参加を通じて、チリが 2010 年、コロンビアが 20 年、コスタリカが 21 年にそれぞれ OECD に加盟した経緯がある。

このことについては、藤田（2018）でも述べているとおり、当時の時点でも、OECD 加盟国のうち、欧州が大宗を占めていたため、例えば、ユーラシア、MENA、南東欧のように、関心や利害のより大きい地域に関する議論が目立つ傾向があり、相対的に見ると、OECD では、東南アジアは前面に出づらいうちに陥りがちだったことは否定できない。

そもそも、インドネシアを含め、キーパートナー国や東南アジア諸国としても、当時は、OECD を「先進国クラブ」と揶揄し、その影響力に対する警戒心を強く持っていた（藤田（2022））。そこで、OECD は、それらの国々に対して、対外関係委員会（ERC：External Relation Committee）の傘下に非公式リフレクショングループ（IRG：Informal Reflection Group）をそれぞれ設置し、政府関係者（在仏大使館員を含む）をその会合に随時招き、事務局や加盟国を交えて、率直に意見交換を行いながら、OECD に対する警戒心を解いていくのに努めた（藤田（2022））。

中でも、日本、韓国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド等、東南アジアとの経済的な利害関係が比較的強いとされる OECD の非欧州加盟国が同地域の重要性を幾度となく訴え、ERC や IRG で、その他の加盟国にも理解を促してきた経緯もある（藤田（2018））。そのような最中で、2008 年に金融・世界経済に関する首脳会合（G20）が発足し、インドネシアもその一員として参加したことで、金融危機対策を中心に、G20 での OECD の貢献振りを高く評価するようになったことが契機となり、同国が OECD と東南アジアのいわば「繋ぎ役」として、他の非加盟国に対し、OECD の長所をアピールする機会も増えてきた（藤田（2018））。このことは、上述した 2014 年に発足した SEARP において、発足時から 18 年まで、インドネシアが日本とともに初代共同議長国を率先して務めたことから裏付けられる。

その後、インドネシアが OECD の付加価値を見出し、それを国益に繋げようとするべく、他のキーパートナーと比較しても、OECD との関係強化により一層努めるようになった。その象徴となったのが、インドネシアが OECD との間で、2012 年に「協力枠組み合意（FCA：Framework of Cooperation Agreement）」、13 年に「特権及び免除に関する協定（Privileges and Immunities Agreement）」<sup>(9)</sup>にそれぞれ署名した最初のキーパートナーとなり、将来的な加盟が視野に入ったことである（OECD（2018））。

特に、前者の FCA では、OECD（2018）で述べられているとおり、共同作業計画（JWP：

Joint Work Programme) の合意の下、OECD の基準に基づき、インドネシアの経済・社会政策分野の開発目標の達成を支援することが目的とされていた。最初のJWPは2015～16年に策定されたが、ここでは、特に食糧不安リスクや生産者補助金の管理分野において、特筆すべき成果を挙げた。また、OECD のレビューによって、金融機関のシステミック・リスクを管理するための新たな規制の策定に加え、インドネシアの国家腐敗防止戦略改訂版の策定の支援も行われた。2017年になると、FCAが更新され、2017～18年の第2次JWPが合意されたが、主に、雇用と社会的保護、環境（グリーン成長）、中小企業政策、租税、漁業の政策分野でレビューを発出する等の実績が見られた。この時期は、インドネシアが国連の持続可能な開発目標（SDGs）の達成のための改革を実施するのを支援する役割もOECDが果たした。その後も、2019～21年にも第3次JWPが実施され、マクロ経済運営、インフラ開発、ビジネス環境改革、包摂的成長、グッド・ガバナンスの分野で成果が見られた。

その結果、例えば、2019年時点で、表3のとおり、東南アジアの中でも、インドネシアは比較的多くOECDの活動に関与するようになった。ただ、どちらかと言えば、OECDインストルメントの中でも、法的拘束力が比較的弱い、あるいは伴わない「宣言（Declaration）」や「勧告（Recommendation）」への参加がより目立つ一方、OECDの議論に定期的に関与できる「メンバー・連携国（Member/Associate）」や「参与国（Participant）」の地位は必ずしも多いという訳ではない。それでも、OECD加盟国と同等の権利・義務を有する「メンバー」として、加盟国と非加盟国を包摂し、共に様々な地域における開発協力について政策対話を行う重要な場となる「開発センター運営委員会」と、加盟国と非加盟国が健全な租税制度を構築するための国際基準を形成する「租税の透明性及び情報交換に関するグローバル・フォーラム」に、インドネシアはいずれも2009年以降参加している。このことから、筆者の経験も踏まえれば、2007年にインドネシアがOECDのキーパートナーと指定されて以降、比較的早期の段階で、政府が経済発展のためのより良い公共政策を実施するのに必要な分野を適確に認識し、その実現のためにOECDの知見を活用しようとした積極的な姿勢が窺える。

そして、時が経つにつれて、閣僚級の要人がOECD会合に定期的に参加するようになり、大統領がOECD事務総長の往訪を受け、対談に応じたりする等、インドネシアもOECDを政治的に重視し、対話にも自信を持つようになった。そして、ブラジル、ロシア、インド、中国、南アフリカで構成されるBRICSが他の途上国や新興国を取り込みつつ、「グローバル・サウス」を代表する枠組みの構築を狙う動きがあるが、そのような枠組みに参加することを選ばず<sup>(10)</sup>、むしろ、当時のジョコ・ウィドド大統領（Mr. Joko Widodo）は、

(9) OECDとの同協定は、OECD及びその職員（国際公務員）等が享有する特権及び免除等について定めるもので、基本的にはOECDに加盟する各国が締結するものである。これによって、加盟国におけるOECDの活動の円滑化及び強化に向けた環境整備が実現しうるのだが、非加盟の状態のインドネシアと同協定が締結されたのは異例である。それだけ、インドネシアがOECDへの加盟を視野に入れることを明確化し、両者間で信頼関係を築けたことを意味すると解釈される。

(10) BRICSは、2014年の首脳会議で、途上国の開発支援を目的とした新開発銀行（NDB：New Development Bank）の設立を合意させた。そして、2023年の首脳会議では、アルゼンチン、エジプト、エチオピア、イラン、サウジアラビア、アラブ首長国連邦（UAE）の6カ国のBRICSの新規加盟が承認された。

藤田 輔：インドネシアの OECD 加盟申請に関する諸考察

2019 年の 2 期目の就任式において、2045 年までに先進国入りするとの目標を明らかにし、23 年には先進国が大宗を占める OECD への加盟を目指す方針を正式に決めた<sup>(11)</sup>。

表 3. 東南アジア諸国の OECD への関与状況 (2019 年時点)<sup>(12)</sup>

OECD インストルメント	参加国
援助効果向上に関するパリ宣言	カンボジア、ラオス、マレーシア、タイ、ベトナム、東ティモール
化学物質評価における相互データ受入れに関する理事会決定	マレーシア、シンガポール、タイ
租税に関する相互行政支援に関する条約及び改正議定書	インドネシア、マレーシア、シンガポール
租税の自動的情報交換に関する宣言	インドネシア、マレーシア、シンガポール
税源浸食と利益移転 (BEPS) に関する宣言	インドネシア
インターネットの未来に関する宣言 (ソウル宣言)	インドネシア
ポロニヤ中小企業政策憲章	インドネシア、フィリピン、ベトナム
革新的で国際競争力のある中小企業の育成に関するイスタンブール閣僚宣言	インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム
グローバル・デジタル時代の科学・技術・イノベーション政策に関する大田宣言	ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、タイ、ベトナム
デジタル経済に関する宣言：イノベーション、成長、社会的繁栄 (カンクン宣言)	インドネシア
生産的で持続可能かつ強靱な世界食料システムを達成するためのより良い政策に関する宣言	インドネシア、ベトナム
金融消費者保護のハイレベル原則に関する理事会勧告	インドネシア
コーポレート・ガバナンス原則に関する理事会勧告	インドネシア、シンガポール
生産性と包括的成長のための中小企業と起業家精神の強化に関する宣言	マレーシア、シンガポール、ベトナム
海上輸送の原則に関する国際的了解	マレーシア、シンガポール、タイ
適正検査規範の原則の遵守に関する理事会の決定・勧告	マレーシア、シンガポール、タイ
外国公務員贈賄との闘いに関する宣言：執行の新たな時代に向けて	タイ、東ティモール
連携国として参加する OECD 委員会・作業部会	参加国
国際エネルギー機関 (IEA) 石炭産業諮問委員会	タイ
国際エネルギー機関 (IEA)	インドネシア、シンガポール、タイ
化学品委員会と化学品・農業・バイオテクノロジー作業部会との合同会合	マレーシア、シンガポール
連携国として参加する OECD プロジェクト	参加国
投資の自由プロジェクト	インドネシア
税源浸食と利益移転 (BEPS) プロジェクト	ブルネイ、インドネシア、マレーシア、シンガポール、タイ、ベトナム
メンバーとして参加する OECD 委員会・作業部会	参加国
開発センター運営委員会	インドネシア、タイ、ベトナム
租税の透明性及び情報交換に関するグローバル・フォーラム	ブルネイ、カンボジア、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ
参与国として参加する OECD 委員会・作業部会	参加国
水産委員会	タイ
競争委員会	インドネシア
租税委員会	インドネシア、マレーシア、シンガポール
健康の質指標専門家会合	シンガポール
生徒の学習到達度調査 (PISA)	インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム
イノベーション技術政策作業部会	マレーシア
鉄鋼委員会	マレーシア
優良試験所基準 (GLP) 作業部会	タイ
テストガイドラインプログラムの国内調整者作業部会	タイ
中小企業・起業作業部会	タイ
デジタル経済政策委員会	シンガポール、タイ
科学技術政策委員会	タイ
国際エネルギー機関 (IEA) 技術調整プログラム	マレーシア、シンガポール、タイ
観光委員会	フィリピン

出所：OECD (2019a) より筆者作成

(11) 日本経済新聞「インドネシア OECD 加盟に黄信号 イスラエル「待った」」(2024 年 2 月 2 日付) <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCD164MS0W4A110C2000000/>

それに呼応するかのように、2021年6月には、アジア太平洋地域に属するオーストラリア出身のコーマン氏がOECD事務総長に就任し、後述するとおり、東南アジア諸国との関係強化に一層熱心な姿勢を示すようになり<sup>(13)</sup>、インドネシアのOECD加盟の機運も高まった。そして、2023年8月には、インドネシアのスリ・ムルヤニ・インドラワティ (Ms. Sri Mulyani Indrawati) 財務相は、記者会見において、コーマン事務総長をはじめとしたOECD代表団がジョコ・ウィドド大統領を訪れ、加盟に向けた手続きについて大統領に説明を行い、同大統領は、滞りなく速やかに実現することを望んでいると強調し、OECDへの加盟を公式に申請することを明らかにした<sup>(14)</sup>。その後、冒頭で述べたとおり、2024年2月20日、OECDがインドネシアの加盟に向けた協議を開始することを決定したと発表するに至った。

### 3. インドネシアのOECD加盟の影響と課題

前章で、インドネシアがOECDに加盟を申請するまでの歴史的経緯を明らかにしたが、実は、従来のOECD加盟国と比べると、同国はアジアの一員でもあり、中所得国の一員でもあり、いずれの場合も、異色の「マイノリティ」として位置付けられることを認識し、ここでは、アジアの視点で言えば、インドネシアの加盟がOECDやその他諸国にどのような影響を与えるのか、一方、中所得国の視点で言えば、主に法的拘束力を伴う多国間条約（資本移動自由化規約、贈賄防止条約）の遵守を念頭に置き、同国が直面しうる課題や加盟審査時に注意すべき点は何かについて、それぞれ考察を図ることで、同国のOECD加盟に向けた今後の行方を展望するための結論に繋ぐ。

#### 3-1. アジアの一員としての立場

まず、インドネシアをアジアの一員として捉えた場合を考察する。インドネシアがOECDに加盟すると、日本と韓国に次いで三番目の加盟となり、欧州諸国が多数派を占める国際機関に一石を投じ、OECD自体もよりグローバルな影響力を発揮し得ることが期待される。

このことに関連して、前章で言及したとおり、コーマン事務総長が東南アジア諸国との関係強化に一層熱心な姿勢を示したが、実は、このことは、インドネシアの加盟申請に先立ち、2023年のOECD閣僚理事会において、「OECDインド太平洋戦略的枠組み (OECD

(12) OECD非加盟国は委員会・作業部会への参加を通じて、OECDに関与することができるが、その度合いに応じて、以下の3つの形態があり、これらに基づき、OECDのERCでは、非加盟国による委員会等への参加の枠組みについて決定するとともに、個々の委員会における非加盟国の参加計画を承認している。

①メンバー・連携国 (Member/Associate) : OECD新規加盟に関わる議論を除き、委員会、プロジェクト、法的手段の策定・改訂に常に参加でき、OECD加盟国と同等の権利・義務を有する。

②参加国 (Participant) : 加盟国間の機密の議論を除き、OECDの委員会・作業部会に常に参加できる。

③招待国 (Invitee) : 一会合ごとに招聘され、機密ではない議題のみに参加できる。

(13) OECDが東南アジア諸国をより一層重視する方針はOECD (2023) に取り纏められている。

(14) インドネシア総合ニュース (Businesia) 「OECD加盟へASEAN諸国では初」(2023年8月21日付) <https://news.lifenesia.com/?p=29978>



Strategic Framework for the Indo-Pacific)」が採択され、東南アジア及びインド太平洋地域全体との関与をこれまで以上に強化するための基盤を提供することが主な目標とされたことで裏付けられる (OECD (2023))。ここでは、OECD が伝統的な地域性を打破し、「インド太平洋」という言葉を用いて、広くアジア地域を取り込み<sup>(15)</sup>、グローバルな影響力を保持しようとするのに加え、特に東南アジアを中心に、インド太平洋諸国を加盟国として受け入れることに前向きな姿勢を明確化していることが窺える。

このことから、OECD にとっては、インドネシアの加盟申請は、この戦略的枠組みの目的を達成するための試金石だと捉えられ、特に、SEARP を通じて、今後、他の東南アジア諸国の加盟への意思が誘発される可能性は十分考えられる。既に述べたとおり、インドネシアは OECD と東南アジアの「繋ぎ役」として、SEARP でも、OECD の長所をアピールする機会も増えている。それ故、今回の OECD 加盟申請を機として、今後、インドネシアによって、自らの経験が今後共有されることが一層増えると見られる。それに触発され、OECD 加盟を身近かつ現実的に捉えられ、今後も、加盟申請を表明する他の東南アジア諸国が現れても決して不自然ではない。前掲の表 3 に鑑みれば、インドネシア以外では、マレーシア、シンガポール、タイの OECD への関与が比較的多いと見られるが、その中でも、筆者の経験や最近の情勢に鑑みると、タイの動きに注目すべきである。

藤田 (2018) でも述べているとおり、タイは、2014 年頃から政情が安定し始め、それと並行するように、OECD との間では、意思と能力のある国の経済・社会改革を包括的に支援するための枠組みである国別プログラム (Country Programmes) を立ち上げる等、OECD の活動に徐々に関心を高め、表 3 のとおり、相応に OECD の活動への関与が見られるようになった。また、筆者も同席した 2018 年 3 月に東京で開催された「SEARP 東京閣僚会合 (SEARP Tokyo Ministerial Conference)」では<sup>(16)</sup>、タイのウィラサック・フートラクル (Mr. Virasakdi Futrakul) 外務副大臣から、非公式ながらも、「OECD 加盟を目指す」との明確な発言もあったことが確認されている。そして、2023 年 12 月、タイの閣議において、国家経済社会開発評議会 (NESDC) が提案した OECD 加盟に向けた意向表明書が承認された<sup>(17)</sup>。これを受け、翌年 4 月には、パーンプリー・バヒッダ・ヌカラ (Mr. Parnpree Bahiddha-nukara) 外務大臣が OECD 本部を訪れ、タイが OECD への加盟を希望している旨を記した文書をコマン事務総長に手交し、タイが可能な限り早期の OECD 加盟を強く望んでいることを表明した<sup>(18)</sup>。現時点では、未だ加盟申請が承認された訳ではないが、上記の意向表明書によれば、タイが OECD に加盟することで、OECD と連携

(15) OECD (2023) では、インド太平洋諸国として、中国、インド、東南アジア諸国 (ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム) が想定されていると明記されているが、それに留まらず、例えば、太平洋諸島フォーラム (PIF) のような他の地域組織との協力の可能性も言及されている。

(16) 同会合の詳細は下記の OECD のウェブサイトを参照のこと。 <https://www.oecd.org/southeast-asia/events/regional-forum/asean-tokyo-ministerial-2018.htm>

(17) 日本貿易振興機構 (ジェトロ) ビジネス短信「OECD 加盟に向けた意向表明書を閣議承認」(2024 年 1 月 18 日付) <https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/01/f840c333ada4d1dc.html>

(18) バンコク週報「タイが OECD 加盟の意向伝える」(2024 年 4 月 19 日付) <https://bangkokshuho.com/thaipolitics-1716/>

した活動が可能となり、インド太平洋諸国の中でも、特に東南アジアやメコン地域への関与・影響を増大させることができるとしている<sup>(19)</sup>。このことから、将来的には、例えば、カンボジア、ラオス、ベトナムといった国々による OECD への一層の関与が現実性を帯びてくる。

実際、2024年5月の OECD 閣僚理事会の際に行われた SEARP10 周年記念式典において、議長国の日本の岸田文雄総理大臣から、信頼できるデータと分析という OECD の強みを東南アジアの持続可能な成長に繋げるため、「日本 OECD・ASEAN パートナーシップ・プログラム (JOAPP)」を立ち上げ、今後3年間で800万ユーロ(約14億円)規模の資金を動員し、民間投資、連結性、持続可能性、デジタルといった分野で、OECD 専門家の派遣、調査・分析、研修等のプロジェクトを実施していくとの表明があった。この JOAPP を通じて、アジアで数少ない加盟国である日本がリーダーシップを取り、東南アジア諸国のさらなる OECD 加盟を後押しすることが期待される<sup>(20)</sup>。

### 3-2. 中所得国の一員としての立場

次に、インドネシアを中所得国、つまり経済発展が途上にある国の一員として捉えた場合を考察する。冒頭で述べたとおり、38カ国の OECD 加盟国の中で、34カ国が高所得国である一方で、中所得国は、コロンビア(6,658ドル)、コスタリカ(13,074ドル)、メキシコ(11,265ドル)、トルコ(10,621ドル)の4カ国しかない。インドネシアは、2022年の一人当たり GDP が4,798ドルであるが、実はこれらよりも水準が低く、OECD の中では明らかに「マイノリティ」に位置付けられる。

高所得国が加盟国の大宗を占めているが、実は、OECD 加盟申請にあたっては、各国が達成すべき所得水準等の経済的条件は決められておらず、むしろ、不文律として、市場経済と民主主義の理念の共有が求められるのが慣例となっている<sup>(21)</sup>。その際、加盟しようとしている国に対し、OECD 加盟各国が政治的に信頼感を持ち、全会一致で新規加盟の申請を歓迎し、受諾することになる。それ故、中所得国だとしても、インドネシアによる加盟申請が実際に承認されたのである。しかし、今後、OECD の加盟審査が各委員会で行われる中で、統計やデータの整備をもちろん、特に、OECD による法的拘束力のある条約やルールを順守し、それらに沿って、国内の政策調整や改革が成し遂げられることを確約できるかが重要となる。そのような場合、一般的には、高所得国に比べ、十分な制度やインフラを有さないことが多い中所得国にとっては、達成のハードルが高い。

そこで、ここでは、OECD 加盟にあたり、その他の政策分野(贈賄防止等)も若干触れつつも、多くの法的インストルメントの中でも、法的拘束力が比較的強いとされる資本移動自由化規約(CLCM)の遵守に主に焦点を絞り、インドネシアが直面しうる課題や加

(19) 脚注17を参照のこと。

(20) SEARP10周年記念式典の詳細は以下の外務省のウェブサイトを参照のこと。[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/oecd/pageit\\_000001\\_00593.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/oecd/pageit_000001_00593.html)

(21) 藤田(2022)でも述べているとおり、OECD 加盟国間で将来的な新規加盟や非加盟国へのアウトリーチ活動のあり方を検討し、当時、その作業部会議長だった登誠一郎 OECD 日本政府代表部大使によって、「拡大とアウトリーチのための戦略」という文書が取り纏められ、2004年に発出された(Noboru(2004))。これには、OECD が新規加盟国として迎え入れるべき基準が挙げられている。

盟審査時に注意すべき点は何かについて、考察を図ることとする。

### (1) 資本移動の自由化

CLCM は、OECD が設立された 1961 年より存在する多国間条約であるが、原則として、加盟国間の資本移動に関する制限を漸進的に撤廃することを約束している<sup>(22)</sup>。CLCM 上の義務違反があった場合の罰則は規定されていないが、同第 1 条（一般的約束）の中では、「資本移動または非居住者の資金の使用について新たな為替制限を導入することを避けるように努力するものとし、また、現行の規則を一層制限的とするのを避けるように努力するもの」とされており、いわゆるスタンドスタイル（現状維持）原則に基づいている。

また、表 4 は、付属書 A に掲げられる CLCM が自由化の対象とする資本移動取引の分類である。そのうち、A 表に掲げられている取引はスタンドスタイル原則が適用されている。これについては、例えば、イノベーションの発達により、新しい金融取引項目が生

表 4. CLCM が自由化の対象とする資本移動取引の分類

A 表（スタンドスタイル原則遵守）	B 表（いつでも留保可能）
1. 直接投資	
2. 直接投資の清算	
3. 不動産取引（売却の場合）	3. 不動産取引（購入の場合）
4. 資本市場における証券取引（満期 1 年以上の取引の場合）	
	5. 金融市場における取引（満期 1 年未満の取引の場合）
	6. 流通証券及び非証券請求権に関するその他の取引
7. 集合的投資証券の取引	
8. 国際商業取引または国際的役務提供に直接関連するクレジット（クレジットの原因となる当該取引に居住者が参加する場合）	8. 国際商業取引または国際的役務提供に直接関連するクレジット（クレジットの原因となる当該取引に居住者が参加しない場合）
	9. 金融上のクレジット及び貸付
10. 抵当・保証・金融支援（B 表 10. 以外の場合）	10. 金融支援（国際貿易、国際間の経常的貿易外取引または国際間の資本移動取引に直接関連しない場合、または元になる当該国際取引に居住者が参加しない場合）
11. 預金勘定の運営（非居住者による、居住者機関の勘定の運営）	11. 預金勘定の運営（居住者による、非居住者機関の勘定の運営）
	12. 外国為替取引
13. 生命保険	
14. 個人的性質の資本移動（賞金以外の場合）	14. 個人的性質の資本移動（賞金の場合）
15. 資本の現物移動	
16. 非居住者の所有する封鎖資金の処分	

出所：OECD（2024b）より筆者作成

(22) CLCM の詳細は藤田（2016）を参照のこと。

じたため、それが自由化の義務に含まれるのに伴い、付属書自体が改訂される等の変更がない限り、原則として、留保を付すことができない仕組みとなっている(OECD(2011))。一方、B表に掲げられている取引はいつでも留保することが可能である。

なお、OECD(2011)によると、経験則も踏まえれば、国によっては、発展段階に応じて、資本移動の自由化の順序が重要視されることがあり、いくつかのOECD加盟国では、それを進めるのに、ある程度時間をかける「漸進主義(gradualism)」のアプローチを採用した経緯がある。それに対応するべく、付属書A(以下、付属書)についても、A表は比較的早く規制を撤廃できる傾向のある長期資金取引、B表は規制を撤廃するのに時間がかかる、あるいは、撤廃することが容易ではない短期資金取引というように、資本移動取引を区分している。

以上を踏まえ、OECD投資委員会では、各加盟国のCLCMに対する実施状況の審査や適用に関する問題を検討しながら、例えば、加盟国が規制的な投資措置を講じた場合、自由化の留保項目を変更する等、随時改訂作業が行われる一方、新規加盟審査においては、その対象国の国内措置とCLCMとの整合性が審査され、インドネシアの加盟審査でも然りである。

ここで、CLCMとの整合性を念頭に置き、インドネシアの資本自由化のための政策の立ち位置を確認する。まず、主に付属書Bに係る短期資金取引に関しては、1997年に発生したアジア通貨危機が与えた政策への影響に注目したい。インドネシアは、東南アジア諸国の中でも、銀行業務の対外開放を含め、資本・為替自由化が比較的早期に行われたが、シンガポールのようなオフショア市場に近接しているため、従来から非公式な資金の流出入があり、特に1990年代には急速に資本の対外依存が進み、ドル建て資金を借入する動きが急増した(大田(2012))。そして、1997年7月のタイに始まるアジア通貨危機時には通貨のいわゆるダブル・ミスマッチ(短期借入と長期融資、ドル建て借入とルピア建て融資)に伴い、金融機関や企業は大きな損失を被り、経済危機が深刻化した(大田(2012))。その後、同年11月に国際通貨基金(IMF)による融資に基づく構造調整プログラムが開始され、これに則った緊縮的な財政政策と急激な金融機関の整理が実施されたため、経済は一層悪化した。2003年までは同プログラムは継続し、原則的に資本規制に慎重な立場を取るIMFの管理の下では、インドネシアでは資本取引規制は導入されなかった(大田(2012))。ただ、その後、IMFを含めて、国際金融体制改革の機運が一時高まったことも相俟って、IMFのスタンスも柔軟化し、2001年頃には、ルピアと外貨取引に関して一部制限措置が容認され、IMFの構造調整プログラムが終了した2004年以降は、インドネシアは資本・為替取引規制を本格化させ、具体的には表5のとおりである(大田(2012)・阿部(2018))。

このような一連の規制措置はアジア通貨危機時の反省に基づくものであるが、大田(2012)の実証分析によれば、2000年代以降、インドネシアの資本流入ショックに対する国内経済や市場への直接的影響度の低下が確認され、この背景には、経済政策の独立性が維持され、規制措置を導入したことで、金融市場や実体経済に安定的な効果をもたらしたことがあると指摘されている。一方、CLCMとの整合性の観点から見ると、インドネシアでは、付属書のB表に相当する短期資金取引に係る規制措置が相応に行われ、自由化を原則とするCLCMに反する動きが見られる。

表 5. 2004 年以降のインドネシアの主な資本・為替取引規制措置

年	措置
2004	ルピア建て預金準備規制強化、金融機関のオフショア借入報告義務化
2005	短期借入は資産 30% 以下、長期借入は当局認可義務化、中銀の預金準備率引上げ、非居住者向けルピア資金取引及び外貨融資取引の禁止・規制
2008	非居住者からの借入の当局報告義務化、非居住者（個人）のルピアによる外貨購入制限（月当たり 10 万ドル超は認可要）、ルピアによる外貨購入の実需限定化
2010	中銀債（SBI）の 1 カ月以上の保有義務
2011	銀行の非居住者からの短期借入制限（自己資本 30% 以下）、金融機関の外貨預金準備率引上げ（1% → 5%）
2014	外貨建て対外債務ヘッジ比率規制、当局への報告義務（対外借入・外為取引）の厳格化
2015	国内決済におけるルピア使用義務化

出所：大田（2012）及び阿部（2018）

しかし、既に述べたとおり、B 表の取引は、いつでも自由化に対し留保を附すことができることに加えて、2019 年に CLCM 改訂版が公表され、条文こそ変更されなかったが、ユーザーズガイドである OECD（2019b）の中で、改訂前には存在しなかった「規約の下での金融安定化と加盟国の付託（Financial stability and Members' commitments under the Codes）」という項目が加わり、金融安定化に向けて、CLCM の範囲外の規制的措置が取られた場合には、自由化の留保や免除によって柔軟に対応することで、それを正当化すると明文化された（藤田（2020））。このことから、B 表に係る一連の規制措置を予め留保項目に設定すれば、アジア通貨危機はもちろん、リーマンショックを発端とした世界的金融危機も経験し、金融安定化の重要性が強く認識されているため、OECD 投資委員会の加盟審査でも、各国からインドネシアの立場が理解される可能性は高い。

他方、付属書の A 表の長期資金取引に関しては、原則として、自由化のスタンダードの遵守が求められるため、むしろ注意が必要である。インドネシアの場合は、A 表の中でも、FDI 規制が特に強いと見られる。ここで、いかに FDI 規制を撤廃させ、外資企業に対して、より開放的になっているか否かを理解できる OECD の FDI 制限指数（FDIRRI：Foreign Direct Investment Regulatory Restrictiveness Index）を通じて<sup>(23)</sup>、インドネシアの状況を確認する。2024 年 4 月現在、FDIRRI は 14 カ年分（1997 年、2003 年、06 年、10～20 年）のデータを抽出でき、対象の非加盟国の数が徐々に拡大している中、インドネシアは全ての年を網羅しており、その時系列推移を表したものが表 6 である。

これを見ると、まず、最下段の全産業を集計した数値に着目すると、1997 年の FDI 制限指数は 0.479 だったが、その後の外資規制の撤廃が反映され、徐々に数値が低下し、20 年以上経過した 2020 年には 0.347 まで低下している。産業別に見ても、1997 年から 2020

(23) FDIRRI は、各国の FDI に対する法定制限を産業別に把握できる定量的指標であり、①外資による持ち株制限、②差別的な審査または承認手続き、③主要人材としての外国人雇用に関する制限、④その他業務上の制限、の 4 つの項目から計測され、それぞれで 0～1 の値を取り、それらを加算・集計した結果が 1 に近ければ近いほど規制が強く、逆に 0 に近ければ近いほど規制が緩いこととなる。

表6. インドネシアのFDIRRIの推移

産業分類\年	1997	2003	2006	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
第1次産業	0.478	0.374	0.374	0.319	0.319	0.344	0.369	0.438	0.438	0.469	0.469	0.464	0.464	0.464
農林水産業	0.447	0.239	0.239	0.222	0.222	0.222	0.272	0.309	0.309	0.309	0.309	0.304	0.304	0.304
農業	0.294	0.294	0.294	0.294	0.294	0.294	0.344	0.394	0.394	0.394	0.394	0.389	0.389	0.389
林業	0.600	0.183	0.183	0.150	0.150	0.150	0.200	0.225	0.225	0.225	0.225	0.220	0.220	0.220
漁業	0.610	0.610	0.610	0.485	0.485	0.485	0.535	0.560	0.560	0.685	0.685	0.680	0.680	0.680
鉱業・採石業	0.410	0.410	0.410	0.348	0.348	0.448	0.398	0.573	0.573	0.573	0.573	0.568	0.568	0.568
第2次産業	0.265	0.191	0.191	0.146	0.146	0.146	0.196	0.206	0.206	0.200	0.200	0.195	0.195	0.195
製造業	0.160	0.143	0.143	0.085	0.085	0.085	0.135	0.159	0.159	0.152	0.152	0.147	0.147	0.147
食品・その他	0.143	0.143	0.143	0.102	0.102	0.102	0.152	0.177	0.177	0.177	0.177	0.172	0.172	0.172
石油精製・化学	0.143	0.143	0.143	0.143	0.143	0.143	0.193	0.214	0.214	0.177	0.177	0.172	0.172	0.172
金属・機械・その他鉱物	0.143	0.143	0.143	0.060	0.060	0.060	0.110	0.135	0.135	0.135	0.135	0.130	0.130	0.130
電気・電子部品	0.143	0.143	0.143	0.060	0.060	0.060	0.110	0.135	0.135	0.135	0.135	0.130	0.130	0.130
輸送用機器	0.227	0.143	0.143	0.060	0.060	0.060	0.110	0.135	0.135	0.135	0.135	0.130	0.130	0.130
電力	0.498	0.310	0.310	0.310	0.310	0.310	0.360	0.285	0.285	0.279	0.279	0.274	0.274	0.274
発電	0.498	0.310	0.310	0.310	0.310	0.310	0.360	0.310	0.310	0.298	0.298	0.293	0.293	0.293
送電	0.498	0.310	0.310	0.310	0.310	0.310	0.360	0.260	0.260	0.260	0.260	0.255	0.255	0.255
建設業	0.560	0.310	0.310	0.285	0.285	0.285	0.335	0.360	0.360	0.360	0.360	0.355	0.355	0.355
第3次産業	0.616	0.472	0.472	0.430	0.430	0.430	0.478	0.489	0.489	0.412	0.412	0.401	0.401	0.401
流通	1.000	0.560	0.560	0.560	0.560	0.560	0.610	0.741	0.741	0.560	0.560	0.555	0.555	0.555
卸売	1.000	0.310	0.310	0.310	0.310	0.310	0.360	0.535	0.535	0.360	0.360	0.355	0.355	0.355
小売	1.000	0.810	0.810	0.810	0.810	0.810	0.860	0.948	0.948	0.760	0.760	0.755	0.755	0.755
運輸	0.531	0.531	0.531	0.531	0.531	0.531	0.581	0.589	0.589	0.520	0.520	0.515	0.515	0.515
陸運	0.473	0.473	0.473	0.473	0.473	0.473	0.523	0.510	0.510	0.373	0.373	0.368	0.368	0.368
海運	0.560	0.560	0.560	0.560	0.560	0.560	0.610	0.623	0.623	0.585	0.585	0.580	0.580	0.580
空運	0.560	0.560	0.560	0.560	0.560	0.560	0.610	0.635	0.635	0.604	0.604	0.599	0.599	0.599
ホテル・レストラン	0.379	0.379	0.379	0.291	0.291	0.291	0.341	0.366	0.366	0.238	0.238	0.233	0.233	0.233
メディア	1.000	1.000	1.000	0.936	0.936	0.936	0.961	0.791	0.791	0.760	0.760	0.755	0.755	0.755
ラジオ・テレビ放送	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	0.635	0.635	0.635	0.635	0.630	0.630	0.630
その他メディア	1.000	1.000	1.000	0.873	0.873	0.873	0.923	0.948	0.948	0.885	0.885	0.880	0.880	0.880
通信	0.560	0.560	0.560	0.460	0.460	0.460	0.510	0.410	0.410	0.385	0.385	0.380	0.380	0.380
固定電話	0.560	0.560	0.560	0.560	0.560	0.560	0.610	0.385	0.385	0.385	0.385	0.380	0.380	0.380
携帯電話	0.560	0.560	0.560	0.360	0.360	0.360	0.410	0.435	0.435	0.385	0.385	0.380	0.380	0.380
金融サービス	0.527	0.295	0.295	0.250	0.250	0.250	0.300	0.325	0.325	0.248	0.248	0.222	0.222	0.222
銀行	0.485	0.143	0.143	0.110	0.110	0.110	0.160	0.185	0.185	0.185	0.185	0.180	0.180	0.180
保険	0.610	0.548	0.548	0.498	0.498	0.498	0.548	0.573	0.573	0.323	0.323	0.255	0.255	0.255
その他金融	0.485	0.193	0.193	0.143	0.143	0.143	0.193	0.218	0.218	0.235	0.235	0.230	0.230	0.230
ビジネスサービス	0.579	0.579	0.579	0.579	0.579	0.579	0.629	0.654	0.654	0.654	0.654	0.649	0.649	0.649
法律	0.660	0.660	0.660	0.660	0.660	0.660	0.710	0.735	0.735	0.735	0.735	0.730	0.730	0.730
会計・監査	0.660	0.660	0.660	0.660	0.660	0.660	0.710	0.735	0.735	0.735	0.735	0.730	0.730	0.730
建築	0.498	0.498	0.498	0.498	0.498	0.498	0.548	0.573	0.573	0.573	0.573	0.568	0.568	0.568
技術	0.498	0.498	0.498	0.498	0.498	0.498	0.548	0.573	0.573	0.573	0.573	0.568	0.568	0.568
不動産投資	0.143	0.143	0.143	0.060	0.060	0.060	0.110	0.110	0.110	0.110	0.110	0.105	0.105	0.105
全産業集計	0.479	0.365	0.365	0.319	0.319	0.324	0.368	0.390	0.390	0.355	0.355	0.347	0.347	0.347

出所：OECDSTATより筆者作成

年にかけて、農林水産業を含む第1次産業が0.478から0.464、製造業を含む第2次産業が0.265から0.195、サービス業を含む第3次産業が0.616から0.401と、いずれも低下が見られるため<sup>(24)</sup>、上述したとおり、OECD(2010)が指摘するようなインドネシアの対外開放の進展が確認できる。ただ、2012～15年には、漁業、鉱業・採石業、流通業等をはじめとして、各産業で数値の上昇が随所で見られ、外資規制が強化された経緯もある<sup>(25)</sup>。

さらに、2020年のOECD加盟国と非加盟国のFDIRRIを第1～3次産業別及び全産業の集計値で見たものが表7であるが、ここで、国際比較を通じて、インドネシアの位置付けを確認する。表7で影を施した部分に着目すると、インドネシアは、産業別でも全産業の集計値でも、OECD加盟国(38カ国)平均、OECD非加盟国(46カ国)平均、中所得国平均(47カ国)<sup>(26)</sup>のいずれと比較しても数値が高く、FDI規制制度が強いことが分かる。中でも、OECDに加盟国との乖離は特に大きい。また、OECD非加盟国の中でも、全産業の集計値に着目すると、インドネシア(0.347)は、リビア(0.713)、パレスチナ(0.388)、フィリピン(0.374)に次いで四番目に高く、経済が発展途上にある中所得国の中でも、外資規制がかなり強い部類になると窺える<sup>(27)</sup>。

このような外資規制に関しては、OECD(2020)でも指摘されているとおり、全ての産業部門で固有の外国人投資家の株式保有制限を撤廃するだけで、他の全ての制限は一定のまま、インドネシアをOECD加盟国水準の開放度に大幅に近づけることができるとしつつ、それも踏まえて、以下のような政策提言が発信されている。

- ① FDIに対する既存の制限の包括的な規制影響評価を実施し、利害関係者による十分な精査の上、優先分野を特定する。また、雇用創出とさらなる規制の実施に関する「オムニバス法」の文脈で政策決定を改革し<sup>(28)</sup>、情報を提供する。
- ② 経済全体の生産性への影響を考慮して、サービス部門(第3次産業)におけるFDIのさらなる自由化を優先することを検討する。
- ③ 競争力と効率性の強化を支援し、インドネシアの全ての投資家に平等な競争条件を確保するため、外国投資家に対する差別的要件を撤廃する。具体的には以下の3点である。

(24) インドネシアも含め、OECD加盟国・非加盟国とも、第3次産業のFDIRRIの数値が総じて高めであることが窺える。これは、資源や食糧の安全保障の観点から、外資規制が行われている国が少なくないことに起因する。一方、特に途上国にとっては高度技術の導入の必要性が高く、外資規制を撤廃しやすい事情もあり、第2次産業のFDIRRIは世界的に見ても低い。

(25) この時期のインドネシアの規制措置として、例えば、以下の記事に記載されているように、政府による石炭、銅、ニッケル等の鉱物資源開発での外資に対する出資規制強化が挙げられる。日本経済新聞「インドネシア石炭や銅で外資規制強化 日本の調達に影響も」(2012年3月10日付) [https://www.nikkei.com/article/DGXNASGM09050\\_Z00C12A3FF1000/](https://www.nikkei.com/article/DGXNASGM09050_Z00C12A3FF1000/)

(26) ここでの中所得国は、OECD加盟国の4カ国(コスタリカ、コロンビア、メキシコ、トルコ)及びOECD非加盟国の43カ国(ブルネイ、サウジアラビア、シンガポールを除く国々)の計47カ国である。

(27) インドネシアの外資規制措置の詳細は以下のジェトロのウェブサイトを参照のこと。 [https://www.jetro.go.jp/world/asia/idn/invest\\_02.html](https://www.jetro.go.jp/world/asia/idn/invest_02.html)

(28) ジェトロのウェブサイト (<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/10/d1320e26673e06a2.html>) によれば、2020年10月にインドネシア国会本会議で可決されたオムニバス法は雇用創出のための投資誘致を目的とし、労働(最低賃金、退職金、失業補償)、投資等の11分野について、関連する法律79本を一括して改正するものである。

表7. OECD加盟国・非加盟国のFDIRRI (2020年)

国・地域	第1次産業	第2次産業	第3次産業	全産業	国・地域	第1次産業	第2次産業	第3次産業	全産業
OECD加盟国 (38カ国)					ベラルーシ	0.030	0.010	0.155	0.086
オーストラリア	0.153	0.096	0.181	0.149	ボスニアヘルツェゴビナ	0.015	0.030	0.050	0.037
オーストリア	0.150	0.143	0.066	0.106	ブラジル	0.138	0.025	0.097	0.081
ベルギー	0.035	0.023	0.052	0.040	ブルネイ	0.265	0.034	0.174	0.146
カナダ	0.190	0.095	0.193	0.161	カンボジア	0.043	0.019	0.081	0.054
チリ	0.150	0.000	0.060	0.057	中国	0.342	0.077	0.254	0.214
コロンビア	0.038	0.007	0.034	0.026	クロアチア	0.060	0.017	0.036	0.034
コスタリカ	0.073	0.017	0.025	0.031	エジプト	0.043	0.084	0.165	0.117
チェコ	0.025	0.000	0.012	0.010	ジョージア	0.044	0.000	0.019	0.018
デンマーク	0.056	0.000	0.045	0.033	インド	0.213	0.041	0.311	0.207
エストニア	0.023	0.000	0.028	0.018	インドネシア	0.464	0.195	0.401	0.347
フィンランド	0.015	0.020	0.019	0.019	ヨルダン	0.110	0.099	0.337	0.220
フランス	0.155	0.000	0.033	0.045	カザフスタン	0.215	0.040	0.122	0.113
ドイツ	0.069	0.000	0.022	0.023	コソボ	0.000	0.000	0.002	0.001
ギリシャ	0.079	0.000	0.035	0.032	キルギス	0.215	0.059	0.158	0.137
ハンガリー	0.000	0.000	0.057	0.029	ラオス	0.153	0.145	0.236	0.192
アイスランド	0.241	0.176	0.133	0.167	レバノン	0.105	0.046	0.229	0.148
アイルランド	0.135	0.000	0.037	0.043	リビア	0.630	0.672	0.770	0.713
イスラエル	0.060	0.127	0.134	0.118	マレーシア	0.295	0.116	0.332	0.257
イタリア	0.130	0.000	0.057	0.052	モルドバ	0.075	0.050	0.060	0.060
日本	0.069	0.005	0.077	0.052	モンゴル	0.093	0.064	0.070	0.072
韓国	0.250	0.060	0.141	0.135	モンテネグロ	0.025	0.000	0.038	0.024
ラトビア	0.019	0.005	0.032	0.021	モロッコ	0.169	0.000	0.072	0.067
リトアニア	0.030	0.005	0.025	0.019	ミャンマー	0.130	0.060	0.139	0.112
ルクセンブルク	0.000	0.000	0.007	0.004	北マケドニア	0.082	0.014	0.014	0.026
メキシコ	0.319	0.102	0.195	0.188	パレスチナ	0.563	0.143	0.481	0.388
オランダ	0.062	0.000	0.008	0.015	ペルー	0.050	0.050	0.103	0.077
ニュージーランド	0.320	0.190	0.233	0.235	フィリピン	0.644	0.164	0.409	0.374
ノルウェー	0.156	0.000	0.113	0.085	ルーマニア	0.040	0.000	0.016	0.015
ポーランド	0.050	0.000	0.125	0.072	ロシア	0.212	0.150	0.351	0.262
ポルトガル	0.006	0.000	0.012	0.007	サウジアラビア	0.284	0.074	0.273	0.211
スロバキア	0.000	0.000	0.098	0.049	セルビア	0.040	0.030	0.067	0.050
スロベニア	0.000	0.000	0.015	0.007	シンガポール	0.013	0.013	0.106	0.059
スペイン	0.011	0.000	0.038	0.021	南アフリカ	0.010	0.010	0.101	0.055
スウェーデン	0.138	0.000	0.068	0.059	タジキスタン	0.228	0.030	0.139	0.120
スイス	0.000	0.071	0.120	0.083	タイ	0.438	0.073	0.330	0.268
トルコ	0.013	0.000	0.114	0.059	チュニジア	0.194	0.021	0.263	0.174
英国	0.138	0.000	0.029	0.040	ウクライナ	0.130	0.077	0.146	0.121
米国	0.181	0.028	0.094	0.089	ウルグアイ	0.025	0.000	0.089	0.049
OECD非加盟国 (46カ国)					ウズベキスタン	0.040	0.029	0.104	0.068
アルバニア	0.165	0.030	0.036	0.057	ベトナム	0.061	0.022	0.224	0.130
アルジェリア	0.200	0.133	0.378	0.268	平均値				
アルゼンチン	0.138	0.100	0.149	0.131	OECD加盟国	0.093	0.031	0.073	0.063
アルメニア	0.000	0.000	0.038	0.019	OECD非加盟国	0.162	0.067	0.179	0.140
アゼルバイジャン	0.043	0.017	0.128	0.077	中所得国平均	0.152	0.062	0.166	0.131

出所：OECDSTATより筆者作成



- ・外国企業の一般的な最低資本要件を国内投資家の資本要件と一致させる。
  - ・特にサービス部門の調達において、インドネシア国内企業に与えられている優遇措置を廃止することにより、外国投資家のための公共調達におけるより公平な競争条件を促進する。
  - ・地元産業の発展と国内投資家の支援のため、ローカルコンテンツ要求の制度を再検討する<sup>(29)</sup>。
- ④ 現行の「オムニバス法」で FDI に与えられる市場アクセスと待遇を規制するインドネシアのネガティブリストのアプローチを維持し改善する。具体的には以下の 2 点である。
- ・民間投資（外国または国内）に制限されている活動、外国投資家だけに制限されている活動の完全なリストを示す別のネガティブリストで制限されていると指定されない限り、FDI を差別なく許可し続ける<sup>(30)</sup>。
  - ・利害関係者とのより広範かつ体系的な協議、独立した適格機関による技術的評価への依存、審議を裏付ける関連文書の公表等により、ネガティブリストを定期的に評価し改訂するプロセスを強化する。

以上を踏まえれば、今後の OECD 加盟審査においては、これらの実施状況を中心として、インドネシアは、FDI 規制の撤廃に向けた政策遂行の確約が求められることになるが、最近の加盟国の事例で言えば、同じ中所得国のコロンビアが 2013 年に OECD への加盟を申請し、その 7 年後の 2020 年に漸く加盟が承認された経緯を踏まえれば、これらを即時撤廃するのは困難だと見られる。そのため、インドネシアにおいては、ある程度時間を掛けたとしても、自由化の留保項目を明確にしつつも、FDI 規制を撤廃するための計画的かつ確実なロードマップを提供し、OECD 加盟国を理解させることが肝要である。

## (2) その他事項

次に、その他の政策分野も念頭に置き、インドネシアが OECD 加盟に先立ち、全般的に注意すべき点は何かについて検討するが、資本移動の自由化とともに、国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約（OECD 贈賄防止条約）も法的拘束力が比較的強いことで有名である。実は、これを遵守できるか否かもインドネシアの大きな課題である。

OECD 贈賄防止条約は全 17 条から構成されており、犯罪の構成要件、外国公務員の定義、制裁、裁判権等とともに、条約の効果的な運用のための司法共助、犯罪人引渡し、各国実施状況のフォローアップ等に関して規定している<sup>(31)</sup>。また、OECD 贈賄防止条約では、各締約国の措置の同等性を確保することが世界的な外国公務員贈賄防止の進展を図るために必要としているため、条約第 12 条（監視及び事後措置）では、「この条約の完全な実施を監視し及び促進するため、組織的な事後措置の計画を実行することに協力する」

---

(29) ローカルコンテンツ要求とは、進出企業に対して、国内原産の製品または国内供給源からの製品の企業による購入又は使用を要求する行為を指す。

(30) ネガティブリストは、原則は規制がないものとする一方、例外的に規制するものをリスト化するもの。

(31) OECD 贈賄防止条約のさらなる詳細は以下の経済産業省のウェブサイトを参照のこと。https://www.meti.go.jp/policy/external\_economy/zouwai/keii.html

旨の規定があり、これに基づき、OECD贈賄作業部会においては順次各国の審査が行われている。

他方、インドネシアもそうであるが、発展途上にある中所得国では、外国公務員への贈賄防止を含めて、そもそも政府部門の腐敗に対する認識が十分ではない故、一般的には、法制度の設置も運用も不十分であり、OECD贈賄防止条約への参加が容易でないことが多い。例えば、世界各国の官僚及び政治家がどの程度汚職していると認識できるかに関し、その度合いを国際的に比較し、国家別に順位付けした<sup>(32)</sup>、国際NGOのトランスペアレンシー・インターナショナル(Transparency International)による2022年の腐敗認識指数(CPI: Corruption Perception Index)を見ると、表8のとおり、インドネシアは180カ国・地域の中で110位の34点で、中間よりも下位の位置付けである。また、その対象国・地域の一人当たり名目GDPとの相関関係を見ても、図2のとおり、両者の間には正の関係を見出すとともに、決定係数( $R^2$ )が0.6088と比較的高い数値となっているため、所得水準が高ければ高いほど、つまり、ほとんどのOECD加盟国のような高所得国ほど、政府の腐敗の認識度が強く、よりクリーンであると言える。

したがって、インドネシアは、OECD加盟国と比べても、政府が腐敗しており、その認識度も低い状況にあると見られるため、OECD贈賄防止条約の遵守のハードルが高いと言わざるを得ない。さらに、インドネシアの状況を仔細に見ても、二子石(2021)によれば、国内の公務員への賄賂の約束・申出・供与及び公務員による賄賂の要求・受領、公務員による財産の横領、不正使用、目的外使用ならびに犯罪収益の洗浄は汚職撲滅法によって罰則規定がある一方で、OECD贈賄防止条約が対象とする外国公務員及び公的国際機関の職員に対する賄賂の約束・申出・供与の犯罪化が依然と実現していない。このことから、賄賂は犯罪行為であるといえども、国の文化や習慣に根付いている側面もあるため、腐敗認識の度合いが弱いインドネシアでは、その撲滅に向けた取り組みは容易ではなく、資本移動の自由化よりも、OECD加盟審査を乗り越えるための障壁がかえって大きいと見られる。

もちろん、資本移動の自由化や贈賄防止だけではなく、他の政策分野でも、数多くの法的インストルメントに基づき、国内の政策調整や改革を達成していかなければならないため、中所得国のインドネシアにとっては、既に述べたとおり、OECDの加盟実現までには相当な時間がかかるのは不可避である。その際、いかにOECDの加盟審査に対応し、実際に加盟に至ったかという既存の加盟国の経験から、インドネシアが自らの対応のあり方を学ぶべきであると筆者は考える。

現在、インドネシアは中所得国であるが、2045年までに先進国入りするとの目標を有していることから、今後、高所得国にいかに移行していくかが問われる状況にある。そうであれば、資本移動の自由化や贈賄防止はもとより、例えば、いわゆる「中所得国の罨」をいかに克服していくべきかを考える際には<sup>(33)</sup>、同じアジアのOECD加盟国である日本や韓国から、貿易・投資の自由化や技術革新のあり方等における政策上の経験事例を学び、

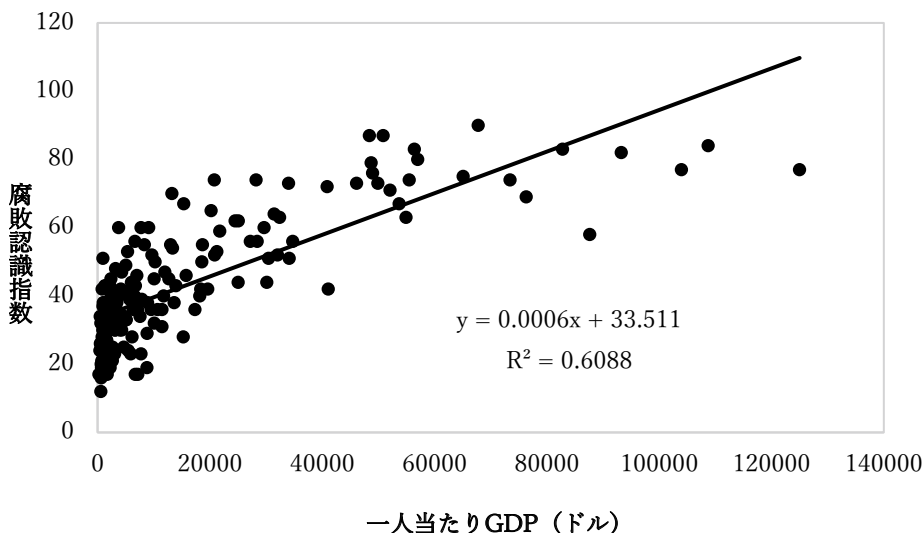
(32) CPIは、クリーン度合いを100点満点とし、点数が高いほど汚職が少ないことを表している。具体的には、賄賂、公権力の乱用、公的サービス分野での縁故主義、利益相反防止、情報開示に向けた法制度の有無等の基準に基づき、公的部門の腐敗を0(極めて腐敗している)から100(極めてクリーン)まで指数化している。

表 8. 2022 年の CPI の世界ランキング

順位	国・地域	数値	順位	国・地域	数値	順位	国・地域	数値
1	デンマーク	90	61	ヨルダン	47	116	ウクライナ	33
2	フィンランド	87	61	マレーシア	47	116	ザンビア	33
2	ニュージーランド	87	63	アルメニア	46	123	ドミニカ共和国	32
4	ノルウェー	84	63	ルーマニア	46	123	ケニア	32
5	シンガポール	83	65	中国	45	123	ニジェール	32
5	スウェーデン	83	65	キューバ	45	126	ボリビア	31
7	スイス	82	65	モンテネグロ	45	126	ラオス	31
8	オランダ	80	65	サントメ・プリンシペ	45	126	メキシコ	31
9	ドイツ	79	69	バーレーン	44	126	ウズベキスタン	31
10	アイルランド	77	69	ジャマイカ	44	130	ジブチ	30
10	ルクセンブルク	77	69	オマーン	44	130	エジプト	30
12	香港	76	72	ペナン	43	130	エスワティニ	30
13	オーストラリア	75	72	ブルガリア	43	130	モーリタニア	30
14	カナダ	74	72	ガーナ	43	130	パプアニューギニア	30
14	エストニア	74	72	セネガル	43	130	トーゴ	30
14	アイスランド	74	72	南アフリカ	43	136	ガボン	29
14	ウルグアイ	74	77	ブルキナファソ	42	137	マリ	28
18	ベルギー	73	77	ハンガリー	42	137	パラグアイ	28
18	日本	73	77	クウェート	42	137	ロシア	28
18	英国	73	77	ソロモン諸島	42	140	キルギス	27
21	フランス	72	77	東ティモール	42	140	パキスタン	27
22	オーストラリア	71	77	トリニダード・トバゴ	42	142	カメルーン	26
23	セーシェル	70	77	ベトナム	42	142	リベリア	26
24	米国	69	84	コンゴ	41	142	マダガスカル	26
25	ブータン	68	85	ガイアナ	40	142	モザンビーク	26
25	台湾	68	85	インド	40	142	ウガンダ	26
27	チリ	67	85	モルディブ	40	147	バングラデシュ	25
27	アラブ首長国連邦	67	85	北マケドニア	40	147	ギニア	25
29	バルバドス	65	85	スリナム	40	147	イラン	25
30	バハマ	64	85	チュニジア	40	150	アフガニスタン	24
31	イスラエル	63	91	ペラルーシ	39	150	カンボジア	24
31	韓国	63	91	コロンビア	39	150	中央アフリカ共和国	24
33	リトアニア	62	91	モルドバ	39	150	グアテマラ	24
33	ポルトガル	62	94	アルゼンチン	38	150	レバノン	24
35	ボツワナ	60	94	ブラジル	38	150	ナイジェリア	24
35	カーボベルデ	60	94	エチオピア	38	150	タジキスタン	24
35	セントビンセント・グレナディーン諸島	60	94	モロッコ	38	157	アゼルバイジャン	23
35	スペイン	60	94	タンザニア	38	157	ホンジュラス	23
39	ラトビア	59	99	コートジボワール	37	157	イラク	23
40	カタール	58	99	レソト	37	157	ミャンマー	23
41	チュエコ	56	101	アルバニア	36	157	ジンバブエ	23
41	グルジア	56	101	エクアドル	36	162	エリトリア	22
41	イタリア	56	101	カザフスタン	36	162	スーダン	22
41	スロベニア	56	101	パナマ	36	164	コンゴ共和国	21
45	ドミニカ国	55	101	ペルー	36	164	ギニアビサウ	21
45	ポーランド	55	101	セルビア	36	166	コンゴ民主共和国	20
45	セントルシア	55	101	スリランカ	36	167	チャド	19
48	コスタリカ	54	101	タイ	36	167	コモロ	19
49	フィジー	53	101	トルコ	36	167	ニカラグア	19
49	スロバキア	53	110	ボスニアヘルツェゴビナ	34	167	トルクメニスタン	19
51	キプロス	52	110	ガンビア	34	171	ブルンジ	17
51	ギリシャ	52	110	インドネシア	34	171	赤道ギニア	17
51	グレナダ	52	110	マラウイ	34	171	ハイチ	17
54	マルタ	51	110	ネパール	34	171	北朝鮮	17
54	ルワンダ	51	110	シエラレオネ	34	171	リビア	17
54	サウジアラビア	51	116	アルジェリア	33	176	イエメン	16
57	クオアチア	50	116	アンゴラ	33	177	ベネズエラ	14
57	モーリシャス	50	116	エルサルバドル	33	178	南スーダン	13
59	ナミビア	49	116	モンゴル国	33	178	シリア	13
60	バヌアツ	48	116	フィリピン	33	180	ソマリア	12

出所：Transparency International

図2. 2022年のCPIと一人当たりGDPとの相関関係



出所：Transparency International 及び World Bank より筆者作成

インドネシアの改革や発展に活かされるべきなのは言うまでもない。ただ、日本や韓国が加盟した年（日本は1964年、韓国は1996年）から時間がかなり経過していることや、現状で置かれている経済的段階に大きな相違があること等を踏まえると、高所得国の加盟国の経験ばかりに重きを置くのは現実的ではない。

むしろ、比較的最近 OECD に加盟を果たし、経済的状況が類似している加盟国の経験も併せて参考にするのが良いが、そうすると、インドネシアにとっては、申請から約7年間を要した後、2020年に加盟を果たしたコロンビアが最適だと見られる。コロンビアの2022年の一人当たりGDPは6,658ドルで、現在のOECD加盟国の中では最も低い水準で、インドネシアはさらにそれよりも低い4,798ドルであるが、同国から見ると、コロンビアが最も近い水準でもある。また、贈賄防止に関連し、上述のCPIのランキングでは、コロンビアは91位であり、インドネシアの110位ともさほど離れてはいない。もちろん、これらの指標だけで測れるものではないが、数多くのOECD委員会・作業部会での加盟審査に伴い、国内の政策調整や改革を実施するには相当な労力や時間が掛かるため、少しでも似たような境遇にある加盟国の経験が共有されれば、インドネシアがそれらにより効率的に対応できるだろう。

(33) 「中所得国の罨」とは、途上国が経済発展によって一人当たりGDPが中程度の水準（中所得）に達した後、発展パターンや戦略を転換できず、成長率が低下、あるいは長期にわたって低迷することを指す。これは、開発経済学で徐々に共有されている概念であり、その端緒はWorld Bank（世界銀行）が2007年に発表した報告書（Gill and Kharas（2007））にあると見られる。

#### 4. 結論と展望

これまでの要点をまとめると、まず、インドネシアをアジアの一員として捉えた場合、同国の加盟は、OECD にとっては、グローバルな影響力を強化し、特に、東南アジア諸国を中心とするインド太平洋地域の関与を一層促進すると見られる。このことは、2022年の「OECD インド太平洋戦略的枠組み」からも読み取れるし、実際、タイも既に OECD に加盟を申請していることから裏付けられる。また、東南アジア諸国との連携を強化し、持続可能な成長を支援するために、日本が設置を提案した OECD とのパートナーシップ (JOAPP) により、将来の加盟も含め、同諸国による OECD への一層の関与が期待される。

一方、インドネシアを中所得国の一員として捉えた場合、法的拘束力を伴う CLCM に則り、いかに資本移動に関する制限を段階的に撤廃できるかが重要となる。ただ、他の途上国と比較しても、インドネシアの FDI に対する規制は強い傾向にあるが、OECD の加盟審査の際は、即時ではないにせよ、自由化の留保項目を明確にしつつ、規制撤廃のための計画的かつ確実なロードマップを提供することが求められる。また、OECD 贈賄防止条約も拘束力を持つが、これも他の途上国と同様に、インドネシアの政府の腐敗に対する認識が不十分であるため、OECD 加盟審査を通過するハードルは高く、時間が掛かると見られる。これらを含め、インドネシアが OECD 加盟審査を乗り越える際は、効率的に政策対応を行うことが重要だが、例えば、所得水準の点で、類似した境遇にある加盟国であるコロンビアの経験を学び、自国の状況に合った対策を講じることが不可欠である。

以上から考えると、2020年代の残りの期間も、インドネシアは引き続き OECD の加盟審査に真摯に粘り強く対応することになりそうだが、最後に、最近の国際情勢も踏まえ、同国の OECD 加盟に向けた今後の行方を展望したい。

実は、致命的なことではないが、2023年10月のハマス等によるイスラエルへの越境攻撃を起点とするガザ紛争の影響がインドネシアの OECD 加盟審査に影を落とす可能性を否定できない。人口規模でイスラム教徒を最も多く抱えるインドネシアは、パレスチナへの配慮から、イスラエルと国交を有さない。そのため、インドネシアの加盟申請が OECD で承認される前の段階の2024年1月の理事会で、加盟国のイスラエルから、加盟自体には反対しないものの、国交を有さない等に言及し、その手続き開始に異義を唱えた経緯があった<sup>(34)</sup>。その後、実際に加盟申請が承認されたため、この懸念は一旦後退したと見られるが、原則、OECD では全会一致で決議が行われるため、今後のインドネシアの OECD 加盟審査の中でも、状況によっては、イスラエルが難色を示すことで、決議に至らずに議論が滞るリスクもある。それ故、インドネシアとしては、OECD 加盟までにイスラエルとの国交樹立に向けた交渉も不可避であるとの見解も生じてきている<sup>(35)</sup>。

他方、そもそも、国連 (安保理) と異なり、OECD は軍事や防衛に関する政策分野を網羅しておらず、加盟国もそのことは承知している。しかも、2022年2月のウクライナ

(34) 日本経済新聞「インドネシア OECD 加盟に黄信号 イスラエル「待った」」(2024年2月2日付) <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCD164MS0W4A110C2000000/>

(35) 脚注 (34) を参照のこと。

侵攻を受け、ロシアの加盟審査プロセスを中止したという状況とは明らかに異なり<sup>(36)</sup>、インドネシア自身が民主主義や法の支配の理念に反する行為を取った訳ではないため、ガザ紛争という局面があるにせよ、OECD加盟国においては、必要以上に政治的な議論に踏み込まず、中立的な立場で、インドネシアの対応の動向を肅々と審査する姿勢が求められる。

その際、本稿でも少し触れたが、数少ないアジアの一員で、拠出金割合が第二位の地位にあり、OECDにおける存在感が大きい日本のリーダーシップが求められる。日本はFDIを通じた数多くの事業展開を行い、インドネシアとの経済的関係を強化してきたため、同国のOECD加盟はビジネス環境改善に導き、日本の国益にも資するというモチベーションがある。また、日本が携わった多国間の経済外交の経験で言えば、先進国と途上国のメンバーが混在する中、貿易・投資の高度な自由化を達成させる環太平洋パートナーシップ協定(TPP)交渉の場でも、利害対立や米国の離脱等の困難を乗り越え、積極的に調整役を担い、交渉妥結に結び付けた実績が国際社会から評価されているため、それを活かし、加盟審査の際も、日本がインドネシアのOECD加盟のメリットに関し、強いメッセージを随時発信しつつ、その他の加盟国に理解を求めるための積極的なアクションを取れるか否かを注視したい。

#### 〔文献・資料〕

- 阿部裕介「インドネシアの企業活動に視る在るべき通貨政策の考察」グローバルビジネス学会〔編〕『グローバルビジネスジャーナル第4巻第2号』2018年
- 大田英明「インドネシアの資本自由化と規制—実体経済と金融市場における有効性—」愛媛大学〔編〕『愛媛経済論集・第32巻第1号』2012年
- 藤田輔「OECD資本移動自由化規約の役割と意義」日本貿易学会〔編〕『日本貿易学会リサーチペーパー・第5号』2016年
- 藤田輔「OECDによるグローバルガバナンス機能に関する諸考察」上武大学〔編〕『上武大学ビジネス情報学部紀要・第17巻』2018年
- 藤田輔「新型コロナウイルス感染症を受けてのOECDの役割を考える—金融安定化と持続可能なFDIへの政策的示唆—」千葉商科大学〔編〕『千葉商大紀要・第58巻第2号』2020年
- 藤田輔「OECDの方向性のあり方に関する再考—「拡大路線」と「原点回帰」の狭間の中で—」千葉商科大学〔編〕『千葉商大紀要・第60巻第2号』2022年
- 二子石亮「インドネシア共和国における汚職防止法制」国連アジア極東犯罪防止研修所〔編〕『東南アジア諸国の汚職防止法制』2021年
- 村田良平『OECD(経済協力開発機構):世界最大のシンクタンク』中公新書,2000年
- Noboru, S., *A Strategy for Enlargement and Outreach: Report by the Chair of the Heads of Delegation Working Group on the Enlargement Strategy and Outreach*, OECD

(36) 詳しくは藤田(2022)を参照のこと。

Publishing, 2004

- OECD, *OECD Council Resolution on Enlargement and Enhanced Engagement*, OECD Publishing, 2007
- OECD, *OECD Investment Policy Reviews Indonesia*, OECD Publishing, 2010
- OECD, *International Capital Flows: Structural Reforms and Experience with the OECD Code of Liberalisation of Capital Movements*, OECD Publishing, 2011
- OECD, *Active with Indonesia*, OECD Publishing, 2018
- OECD, *Active with Southeast Asia*, OECD Publishing, 2019a
- OECD, *OECD Code of Liberalisation: User's Guide*, OECD Publishing, 2019b
- OECD, *OECD Investment Policy Reviews: Indonesia 2020*, OECD Publishing, 2020
- OECD, *OECD Strategic Framework for the Indo-Pacific*, OECD Publishing, 2023
- OECD, *Resolution of the Council on the Opening of Accession Discussions with Indonesia*, OECD Publishing, 2024a
- OECD, *OECD Code of Liberalisation of Capital Movements*, OECD Publishing, 2024b
- Gill, I. S. and Kharas, H., *An East Asian Renaissance: Ideas for Economic Growth*, World Bank, 2007

(2024.5.16 受稿, 2024.7.3 受理)

〔抄 録〕

経済協力開発機構（OECD）が東南アジア地域のインドネシアの加盟に向けた協議を開始することを2024年2月20日に決定し、今後、OECDの加盟審査プロセスが始まることになる。これを受け、本稿では、インドネシアがアジアの一員でもあり、中所得国の一員でもあるという立場であるが、いずれの場合も、OECD加盟国の中では、異色の「マイノリティ」として位置付けられることを認識し、まず、そのような同国が加盟申請に至った歴史的経緯について、OECDのアウトリーチ活動の積極化のプロセスから明らかにしていく。これを受け、アジアの視点で言えば、インドネシアの加盟がOECDやその他諸国にどのような影響を与えるのか、中所得国の視点で言えば、その他の政策分野（贈賄防止等）に若干触れつつも、法的拘束力を伴う資本移動自由化規約（CLCM）の遵守を特に念頭に置いて、同国が直面しうる課題や加盟審査時に注意すべき点は何かについて、それぞれ考察を図る。そして、最後に、最近の国際情勢も踏まえ、同国のOECD加盟に向けた今後の行方を展望する。